

平成30年12月14日（金）

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

議会運営委員会委員長 田中君から平成30年11月26日付をもって議案3件が、文教厚生委員会委員長 小林君から平成30年12月11日付をもって議案2件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において15番 中本君、16番 岡本君の2名を指名いたします。

日程第2 議案第23号 橋本市太陽光発電設備の設置に関する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第2 議案第23号 橋本市太陽光発電設備の設置に関する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）おはようございます。
それでは、委員長報告を行いたいと思います。

去る12月6日の本議会において、本委員会に付託された議案第23号 橋本市太陽光発電設備の設置に関する条例について を審査するため、12月7日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

議案第23号は、近年、再生可能エネルギー発電の普及促進に伴い、山林や傾斜地での太陽光発電の計画が増加する中、太陽光発電事業実施者が遵守すべき関係法令等に対する適切な対応や地域住民に配慮した事業の普及を図るため、発電出力が50kW未満の太陽光発電設備の設置に関し、市への届け出、住民への説明義務など必要な事項を定めるものである。

委員から、第6条（事前協議）の規定中、事業実施しようとするときの定義について ただしがあり、一般的には電気事業者との系統連系する場合や事業用太陽光発電として固定価格買取制度を活用するため、資源エネルギー庁に計画認定の申請を行う場合、当該事業を実施することを理由に土地を買収する場合、あるいは遊休農地を転用する場合が該当すると考える との答弁がありました。

事業実施者と近隣住民との間におけるトラブルや生活環境などへの影響について ただしがあり、全国的な事例として、住民への説明なく工事着手することや発電設備の設置に伴い生じる光害、騒音、工事に伴う水の濁りの発生などが挙げられる との答弁がありました。

事業終了後、発電設備を撤去する場合、事業実施者は関係法令を遵守し、必要な処置を講じなければならないと本条例に規定してい

るが、土地の原状回復についてはどうかとのただしがあり、借地であれば賃貸借契約に基づき原状回復し、また自己所有地であれば、撤去後の土地の活用方法については所有者の判断に委ねるとの答弁がありました。

第7条（近隣住民への説明）の規定中、十分な理解が得られるようであるが、説明の基準はあるかとのただしがあり、明確な基準を設けることは困難であると考えている。事業実施者が関係法令等に遵守し、社会通念上、十分な説明を行えば、住民の中で同意が得られなくても説明責任を果たしていると捉えることができるとの答弁がありました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 橋本市太陽光発電設備の設置に関する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第12号 橋本市地域優良賃

貸住宅設置及び管理条例について から、
日程第6 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について の4件

○議長（岡 弘悟君）日程第3 議案第12号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例について から、日程第6 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 10番 森下君。

〔10番（森下伸吾君）登壇〕

○10番（森下伸吾君）それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月6日の本会議において、本委員会に付託された議案第12号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例について、議案第13号 橋本市地域優良賃貸住宅基金条例について、議案第19号 市道路線の認定について、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定についてを審査するため、12月10日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第12号は、橋本市再開発住宅の用途を変更し、月額所得が48万7,000円未満の子育て世帯、新婚世帯等の居住用に供する地域優良賃貸住宅として供給するため、入居者の募集方法、入居者の資格、家賃額、その他入居中の義務・禁止事項など必要な事項を定めるものである。

委員から、駐車区画について、現在土地区画整理事業による入居者の中には、複数区画利用している者もいるが、今後の対応はとのただしがあり、本年3月時点で18台の利用がある。本条例が可決されれば、すぐに現入居者に対する説明会を開催するとともに、駐車場の利用状況について調査し、第1回目の入居者募集時においては、利用可能な駐車台

数を確定した上募集する。複数台数利用している入居者については、事業の関係等の入居経緯を踏まえた上、対応するとの答弁がありました。

動物飼育に関する方針として、第18条（入居者の保管義務）及び第19条（周辺環境の保持）の規定に違反する事案を未然に防止するため、盲導犬、介助犬、聴導犬を除いて、動物の飼育を原則禁止とするとのことだが、現在の入居者による動物の飼育はないかとのただしがあり、土地区画整理事業による入居者については、原則、飼育禁止と説明した上で入居していただいております、基本的には動物の飼育はないと認識しているとの答弁がありました。

駐車場代の考え方について ーただしがあり、新規入居者については駐車場代を徴収するが、現入居者については入居の経緯に鑑み、現状どおり無償利用とする予定である。1区画当たりの料金については、近隣の駐車場代を調査したところ平均6,900円であったが、それら駐車場の条件を考慮した上で決定したいとの答弁がありました。

議案第13号は、家賃収入額の一部を積み立て、地域優良賃貸住宅の修繕や改良等に要する費用に充てることを目的として基金を設置するものである。

委員から、基金の用途について ーただしがあり、大規模修繕に充てることが第一の目的と考えるとの答弁がありました。

議案第19号は、民間事業者3社がそれぞれ宅地造成に伴い設置した道路を、あやの台74号線ほか3路線、伏原74号線、向島37号線として新たに市道認定するものであり、委員会は先に現地に赴き調査の後、審査を行いました。

委員から、民間事業者から移管を受けた市道が一定期間経過後に損傷したなどの相談を

市民から受けることがあるが、移管前に適切な検査をしているのかとのただしがあり、宅造事業者との事前協議において設計が適正であるか確認している。また、工事完了時には申請どおりに完成しているか、現地で工事検査を行い、施工内容がわかる工事写真や使用材料がわかる書類等により、適切に工事がされたか確認しているとの答弁がありました。

議案第22号は、橋本林間田園都市駅駐輪場について、指定管理期間が31年3月未滿で満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である公益社団法人橋本市シルバー人材センターの1法人のみ申請があった。指定管理者選定委員会において審査した結果、当該法人が全会一致で選定されたので、31年4月から34年3月までの3年間、指定管理者として指定するものである。

委員から、指定管理者制度ではなく再雇用の職員による運営を検討したかとのただしがあり、検討は行ったが、安定的な職員の確保や人件費等の課題があり、現状では難しいとの結論に達した。ただし、利用者は減少傾向にあり、今後、指定管理料などの支出が収入を上回ることも考えられることから、無人化や機械化などの方法も検討しているとの答弁がありました。

指定管理者が適切に運営されているのであれば、指定管理期間を延ばしてもよいのではとのただしがあり、指定管理期間については、以前は2年間であったものを1年延ばして、現在3年間としている。指定管理期間を長期間とした場合、利用者の減少により将来赤字が生じたとしても、契約期間中は指定管理料を増額することはできず、指定管理者に負担がかかることが考えられることから、同じ3年間としたとの答弁がありました。

以上、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 橋本市地域優良賃貸住宅基金条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（岡 弘悟君）日程第7 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 6番 小林君。

〔6番（小林 弘君）登壇〕

○6番（小林 弘君）委員長報告をさせていただきます。

去る12月6日の本会議において、本委員会に付託された議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月11日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下の概要を報告いたします。

議案第21号は、高野口こども園について、現在の指定管理者である社会福祉法人子どもの家福祉会による施設の運営実績等を評価した結果、引き続き同法人を指定管理者とすることが適当と判断し、平成31年4月から36年3月までの5年間指定するものである。

委員から、当園の子育て支援センターの利用者数が28年度から大きく減少しているのはなぜか とのただしがあり、市内における出生数の減少や乳児期から保育園やこども園に入所させる世帯が増加している背景に加え、27年度に当園の近隣に子育て支援センターを併設する応其こども園が開園したことによるものと考えている との答弁がありました。

保護者アンケートにおいて、「園行事に保護者が参加しやすいような配慮がありましたか」「親子参加行事等を通じて保護者同士のつながりを感じられましたか」に対する評価が比較的低いことについて ただしがあり、園行事を土日のみに開催することに否定的な意見があることと、保護者同士のつながりの必要性を感じていない保護者もいるということが、この評価に反映されているものと分析している。市の分析結果は当該法人に通知しており、改善に努めるとの回答を得ている との答弁がありました。

同じくアンケートの質問項目、「園の安全対策は十分とられていると思いますか」に対す

る評価がやや低いことについて ただしがあり、不審者対応の際に、当園保育士が女性職員のみであることが評価に反映されたものと考えている。なお、本年度、男性保育士を採用したと聞いている との答弁がありました。

当該法人は、教育・保育目標に「自分で考え判断する子ども」を掲げており、例えば、給食における食べる時間帯や席配置を自分たちで考え、自分たちで自主的に決めるレストラン形式を採用するなどの保育環境を設定しているが、卒園生は小学校での規則的な生活習慣に対応できているか とのただしがあり、保護者から、当園での生活が入学後においても生かされていると聞いており、対応できると考えている との答弁がありました。

以上、ご賛同よろしくお願いたします。

○議長(岡 弘悟君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。